

こんにちは！ 地域包括支援センターです！

問 地域包括支援センター（伊奈庁舎1階） ☎0297・57・0203

今回は、介護をするポイントを紹介します。

介護をする際には、「できることは本人がやる」という視点がとても大切です。

必要以上に支援をすると、「できること」が「できないこと」に変化し、その結果その人の機能低下を招いてしまいます。

本人ができることをするために、衰えた機能ばかりに目を向けるのではなく、出来ることは何かを見つけて、その能力を活かすことで、自立を促すことができます。

例えば、買い物に行くことが大変になってきた方が、買い物という行為の中で、「物を選ぶ」「会計をおこなう」などのことができることが

あれば、それを活かして移動スパーや食材宅配などを利用することで活動の機会を維持することができます。

介護を考える際に、注意しなければいけないことがあります。それは、介護をする人が一人で抱え込んでしまうことです。世話になった家族などに対し、できる限りのことをしてあげたいという気持ちになればなるほど、社会からの疎外感を感じ、心身共に疲れ果ててしまいます。

一人ひとりに個性があり、必要な介護の内容はそれぞれ違います。どのように介護をしていけばいいのか不安を感じたときは、地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

令和4年第2回 市議会定例会日程

問 谷和原庁舎議会事務局（内線6202）

期日	会議	内容
5月 31日(火)	本会議	開会、議案の上げおよび説明
6月 6日(月)	本会議	一般質問
6月 7日(火)	本会議	一般質問
6月 8日(水)	本会議	一般質問、議案の委員会付託
	委員会	総合計画調査特別委員会
6月 9日(木)	委員会	補正予算特別委員会
6月 10日(金)	委員会	総務常任委員会
6月 13日(月)	委員会	教育民生常任委員会
6月 14日(火)	委員会	経済常任委員会
6月 17日(金)	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

※日程などは変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の7日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせください。



農地転用には許可が必要です

問 谷和原庁舎農業委員会（内線6302）

農地を住宅・資材置場・駐車場などの用途に無断で転用すると、地域農業にとって大きな損失となります。転用する際には、事前にご相談ください。

■農地転用の種類

○農地法第4条転用⇨農地所有者本人が転用

○農地法第5条転用⇨農地所有者以外の方が、所有者から農地を買ったり借りたりして転用

■農地転用の受付期間

○市街化調整区域（許可申請）⇨毎月21日～25日（申請期間が土・日・祝日の場合は変更あり）

○市街化区域（届出）⇨随時

※市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会へ届出をすれば許可は必要ありません。ただし、必ず受理通知書が交付されてから転用を行ってください。